

水道事業の認可と届出



水道事業の認可と届出の概要

水道事業を経営するに当たっては、水道法に基づき主務省庁の大臣や都道府県知事等の認可等が必要となります。この認可等に関する申請や審査等の手続きについては、「水道事業等の認可等の手引き（令和元年9月版）」（以下「手引き」という。）にまとめられた厚生労働省の基本的な考え方に基づいて実施することとなります。なお、事業内容を変更しようとする場合、軽微な変更については認可を必要とせず、届出で足りります。

本手引きに基づく主な手続きは、[認可（創設、変更）](#)と[届出（変更認可を要しない軽微な変更）](#)です。これらの手続きは、それぞれの水道事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であるため、実態を踏まえて、事業ごとに適切に行うこととなります。

水道事業の認可基準は、水道法（以下「法」という。）第8条等に規定されています。

（関連法規）

- 一般の需要への適合[法第8条第1項第1号、水道法施行規則（以下「規則」という。）第5条]
- 計画の確実性と合理性[法第8条第1項第2号、規則第6条各号]
- 施設基準への適合[法第5条各項、法第8条第1項第3号]
- 給水区域の重複の排除[法第8条第1項第4号]
- 供給条件の要件[法第8条第1項第5号]
- 経理的基礎の確実性[法第8条第1項第6号、規則第7条]
- 公益性[法第8条第1項第7号]

認可（創設、変更）

【創設認可】

水道事業を新たに経営しようとする場合には、主務省庁の大臣の認可が必要となります。ただし、給水人口5万人以下である水道事業については、都道府県知事が認可を行います。なお、給水人口が5万人を超える水道事業であっても、河川の流水を水源としておらず、かつ河川の流水を水源とする水道用水供給事業者から供給される水を水源としないものについては、都道府県知事が認可を行います。

ただし、北海道については道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（以下「道州制法施行令」という。）第2条に基づき、上記の条件に依らずに給水人口250万人以下である水道事業については、道知事が認可を行います。

（関連法規）

法第6条第1項、第46条、水道法施行令第14条、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第7条、道州制法施行令第2条

【変更認可】

水道事業の事業内容を変更しようとする場合には、主務省庁の大臣の認可が必要となります。認可が必要となる事業内容の変更とは、法第10条の規定により、既認可の事業計画に対して「給水区域の拡張」「給水人口の増加」「給水量の増加」「水源の種別の変更」「取水地点の変更」「浄水方法の変更」に関する内容変更が伴うものになります。

ただし、「創設認可について」の項で示した事業の変更については、都道府県知事が認可を行います。さらに、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更で、変更に必要な工事費の総額が1億円以下の場合も都道府県知事が認可を行います。

（関連法規）

水道法第10条第1項、第2項

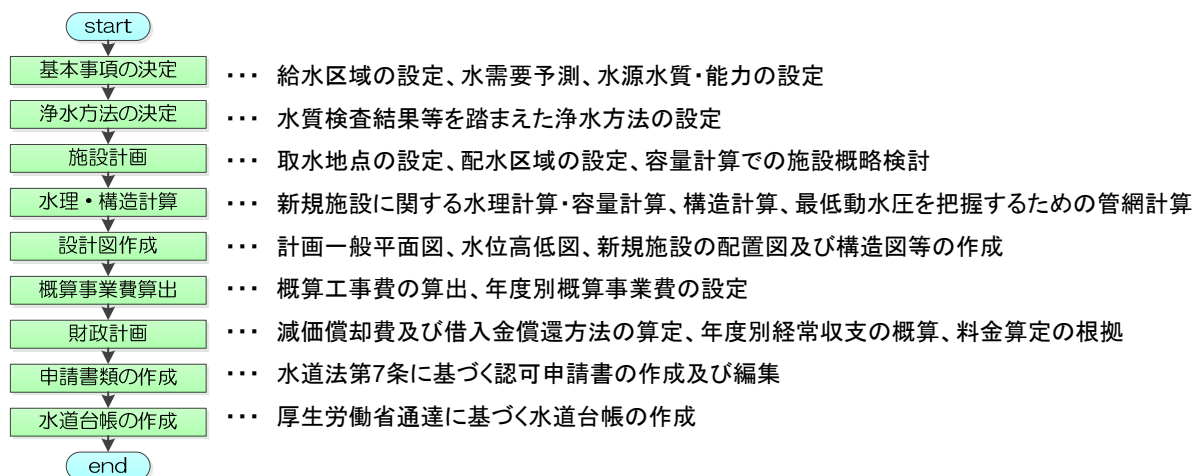


図1 変更認可作業フロー例

届出(変更認可を要しない軽微な変更)

【変更認可を要しない軽微な変更】

事業内容を変更しようとする場合でも、軽微な変更については認可を必要とせず、届出で足りるとされています。軽微な変更とは、法第10条の規定により、事業計画の内容変更のうち、次のいずれかの変更のことを指します。

- 給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更(以下の条件をすべて満たす場合に限り)
…[水道施設の整備を伴わない][給水区域が他と重複しない][給水人口の変化が1割以下*][給水量の変化が1割以下]
※給水人口のみが増加する場合には適用しない。

(関連法規)[法第10条第3項(規則第7条の2第1号)]

- 浄水方法の変更(他の変更を伴わず、次の浄水施設を用いる浄水方法変更に限る)
…技術的知見が確立し、一般的に知識や経験が蓄積されている浄水方法への変更では届出で足る。
(普通沈澱池、薬品沈澱池、高速凝集沈澱池、緩速ろ過池、急速ろ過池、膜ろ過設備、エアレーション設備、除鉄設備、除マンガン設備、粉末活性炭処理設備、粒状活性炭処理設備*)
※活性炭設備は、変更前工程への追加整備に限る。

(関連法規)[法第10条第3項(規則第7条の2第2号)]

- 取水地点の変更(他の変更を伴わず、河川水が水源で、原水水質が大きく変わらないものに限る)
…河川水を水源とする取水地点の変更であって、原水の水質が大きく変わる恐れがない変更では届出で足る。

(関連法規)[法第10条第3項(規則第7条の2第3号)]

当社の主な業務実績

当社では、これまで北海道から九州まで日本全国にわたり数多くの水道事業体における認可(創設、変更)及び届出作成に携わっており、豊富な業務実績を有しています。

受注年度	発注者	業務名称
2022	沖縄県 名護市	名護市水道事業認可変更申請書及び事前評価書作成業務委託(R4)
2022	岡山県 津山市	事業認可変更業務委託
2022	広島県 海田町	水道事業認可変更届出書作成業務
2021	広島県 広島県企業局	水道企業団における水道事業認可申請書及び水利使用許可申請書作成業務
2020	岩手県 奥州市	事業認可変更及び全体計画見直し業務
2020	北海道 倶知安町	水道事業認可変更申請書作成業務

